

2 自然環境分野

■短期目標

自然と暮らしが調和した多摩のみどりづくり

◆ 水とみどりのネットワークの回復・形成

多摩市の魅力である里山や公園などのみどりと、親しみのある水辺環境の保全・創出により、水とみどりのネットワークの回復・形成を目指します。

◆ 持続可能なみどりの管理手法の確立

市民のみどりへの関わりを上げていく持続可能なみどりの管理手法の確立を目指します。

◆ 生物多様性にも配慮した暮らしの実践

地域の自然を楽しむ活動への参加、自然資源の持続的な利用に配慮した製品・サービスの選択など、生物多様性にも配慮した暮らしの実践を目指します。

■管理指標

取組方針	No.	指標	環境指標	市民・事業者活動指標	行政活動指標	実績値 (年度)	目標値 (令和15〔2033〕 年度)
A：生物多様性の保全	1	生物多様性の拠点（3地点）の 在来生物の種類数 【定性指標】	○			—	維持又は増やす (指標種の設定に についても検討)
	2	みどり率	○			50% (令和元〔2019〕)	維持
	3	身近ないきものの投稿数		○		125件 (令和4〔2022〕)	125件
	4	生き物調査隊への参加人数 【重点戦略】		○		—	45人
	5	市民又は市民協働による、自然 体験活動の回数			○	21回 (令和4〔2022〕)	31回
B：みどりの 保全・確保	6	水辺・公園緑地の環境に対する 市民満足度	○			50.4% (令和3〔2021〕)	60%
C：みどりの 利活用	7	みどりの市民活動団体数		○		115団体 (令和4〔2022〕)	維持
	8	樹木管理取組実施状況 【定性指標】【重点戦略】			○	—	毎年実施する

取組方針A：生物多様性の保全

1) 現状と課題

① 地 勢

- ・多摩市は、奥多摩などの山間地を除けば都内でも比較的起伏に富む地域です。ニュータウン建設による大規模な造成を経た今日でも市内には多くの坂があり、谷沿いの低い土地もあれば、眺めのよい丘もあります。
- ・地形は、いわゆる多摩丘陵の北端部を占めるやや開折された丘陵と、これを刻む小河川沿いに発達する谷底平野等より成り立っています。北方の聖蹟桜ヶ丘駅周辺には、多摩川の運んできた砂礫泥によって構成されている沖積低地がみられます。
- ・周辺の多摩丘陵の標高は、南西方面がもっとも高く、漸次北東方面へ高さが下がっていきます。標高が最も高い場所は、町田市西方の八王子市との境界付近の御殿峠付近（海拔 200m前後）で、最も低い場所は多摩川沿いの低地（約 50m前後）です。

② みどり・生物多様性

- ・市内のみどりは、多摩丘陵の里山的風景が残っているみどりと、約 40 年にわたって開発された多摩ニュータウンとともに創出されたみどりが、つながりをもって成り立っていることが特徴です。市域の面積 21.01 km²のうち、約 6 割にあたる 12.47 km²が多摩ニュータウン区域となっており、近隣住区単位に公園緑地が系統的に配慮され、それぞれの公園緑地は歩行者専用道や緑道によってつながれている「みどり豊かなまち」です。
- ・市内に占める樹木被覆地や草地、農地などの緑被地（75 ページ参照）に、公園緑地や水面を合わせた面積の割合である「みどり率」は、50.0%（1,051.5ha：令和元〔2019〕年度）です。

コラム 多摩市における自然環境の変遷

多摩市は、現在の多摩ニュータウンの入居が始まる昭和 46（1971）年頃までは、農村の面影を残す人口 3 万人あまりの静かな田園地帯でした。

市内に数多くあった雑木林は、昭和 20（1940）年代まで薪などの燃料や田畑の肥料の供給元となっていました。

昭和 30（1950）年代以降は、燃料が石油に替わったことで、多くの雑木林は利用されなくなり、また都市化の進捗により市内の随所で雑木林の宅地化が進みました。

昭和 46（1971）年以降、開発整備が進められ、市の南部地域を中心に多摩ニュータウンが形成されました。



昭和38年当時



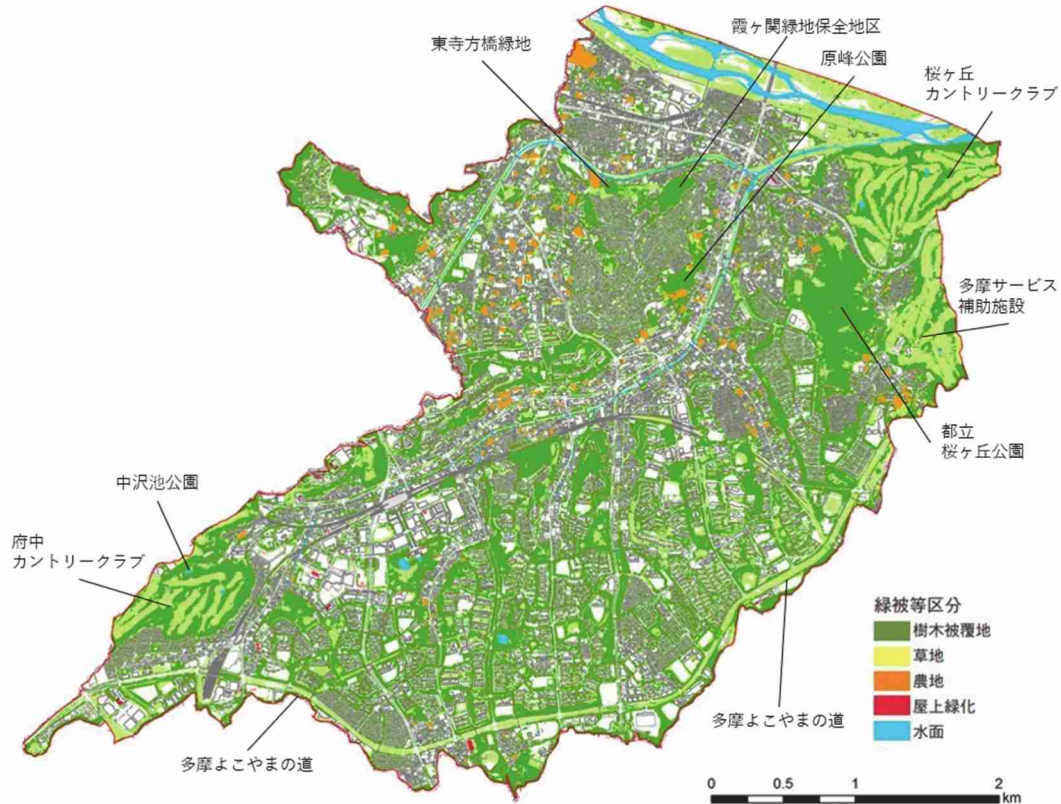
昭和53年当時



現在

多摩センター周辺の様子

●多摩市における緑被地の分布



出典：多摩市みどりの現況調査（令和元〔2019〕年9月時点データ）

- ・市内には、規模の大きなみどり、河川や湧水等の水辺によって構成される場所があり、動植物の生息・生育空間となっています。（以下、「生物多様性の拠点」といいます。）

●生物多様性の拠点

拠 点	概 要
①多摩川一帯	河川と丘陵の崖線からなる自然豊かな場所であり、多摩川流域でも有数の野鳥をはじめとする生き物の宝庫といえます。 オオタカやチョウゲンボウ、ハヤブサなど、生態系の食物連鎖の頂点に位置する猛禽類が見られます。また、希少な植物としてカワラサイコ（絶滅危惧Ⅱ類）やカワラナデシコ（東京都西部一絶滅危惧Ⅱ類）が見られます。
②和田周辺	百草三方の森緑地、和田緑地保全の森（なな山緑地）、民有地の樹林などを含みます。日野市との市境で、多摩市側に向けた南向き斜面で、多様な植物種が確認されています。 なな山緑地では、湧水地があり、水辺に集まる鳥類も確認されています。
③多摩東寺方緑地保全地域周辺	多摩東寺方緑地保全地域内の雑木林には貴重な植物が生育しています。
④原峰公園・市役所周辺	原峰公園、特定生産緑地、民有地の樹林などでは、市街化が進む中、植生も豊かで乞田川の水鳥の棲みかになっています。
⑤都立桜ヶ丘公園周辺	都立桜ヶ丘公園は、丘陵の尾根と谷戸から成る起伏に富んだ公園です。 都立桜ヶ丘公園では、多様な生物の貴重な生息・生育空間となっており、タマノカンアオイなどの希少植物のモニタリングや雑木林の更新などが行われています。
⑥連光寺・若葉台里山保全地域周辺	連光寺・若葉台里山保全地域（平成26〔2014〕年11月指定、令和2〔2020〕年11月拡張指定）の湿地を中心とする一帯です。丘陵地の谷戸に、湿地、畑、草地、雑木林など多様な自然が組み合わせられた里山景観が残っています。 湿地にはキバサナギガイやミズコハクガイなどの希少な貝類、ヘイケボタル、ホトケドジョウなどが生息しています。雑木林には、タマノカンアオイやキンランなどの希少な植物が生育しています。
⑦中沢・唐木田周辺	中沢池公園、からきだの道の周辺です。からきだの道には「寺ノ入の湧水」があるほか、斜面には雑木林が形成されています。

③ 湧水・水路・池

- ・公園内の池・せせらぎについては、公園管理業者により維持管理が行われています。水路の維持保全作業については、定期清掃や水路敷地の草刈りなどが行われています。
- ・真明寺裏の水路（一ノ宮）において、アメリカセンダングサとキショウブを適切な時期に刈るなど、生物多様性の保全に配慮した維持管理が行われています。

④ 外来生物

- ・特定外来生物¹³については、動物ではアライグマが現状では定着しており、魚類ではブルーギルやコクチバス、鳥類ではガビチョウが見かけられ、植物でもオオキンケイギクが市内で多く繁茂しています。
- ・アライグマやハクビシンは、農作物の被害や在来生物への影響が懸念されるほか、人獣共通感染症（人と動物に感染する病気）を媒介する可能性があることが知られています。
- ・アカミミガメやアメリカザリガニは、令和5（2023）年6月から条件付特定外来生物に指定され、飼育することはできても放出や販売が禁止されています。

⑤ 市民協働による生物多様性に関する取組み

- ・市内では、市と市民団体が協働し、自然観察会や生き物調査など、自然体験活動の機会が提供されています。
- ・市公式ホームページ内の、市内で見つけた動植物に関する情報を写真とともに掲載する「多摩の自然ギャラリー」や「多摩川野鳥ギャラリー」、季節ごとに特徴のある生き物の情報を募集する「多摩市いきもの季節観測」などで、市民から身近な生き物に関する情報が多数寄せられています（令和4〔2022〕年度は125件）。

2) 今後の取組み

- ◆ 第4章で述べた多摩市におけるみどり・生物多様性の危機に対応し、人が住む都市において多様な生き物を保全するために、外来種の防除による在来種への配慮を進めるとともに、「水とみどりのネットワーク」の回復・形成により、動植物の多様な生息・生育空間や移動経路が確保されたエコロジカル・ネットワークの確保（78ページ参照）に取り組みます。
- ◆ 地域の自然を楽しむ活動への参加、自然資源の持続的な利用に配慮した製品・サービスの選択など、生物多様性にも配慮した暮らしの実践を促していきます。
- ◆ 都市の生物多様性との共存は、市民や事業者の方々の支持と理解なしでは実現できないものですが、一般的に生物多様性の保全については、例えば「〇〇をしないようにしましょう」や「外来生物は排除しましょう」など抑制的な表現で伝えられることが多い状況です。そこで、「もっと自然を楽しもう！」といったポジティブな視点から、生物多様性の保全の取組みを進めていきます。

¹³ 特定外来生物：海外起源の外来種で、生態系などに被害を及ぼすものとして外来生物法に指定された生物です。特定外来生物に指定された生物は、飼育、栽培、保管、運搬、譲渡、輸入することや、野外へ放すことなどが法律で禁止されています。

コラム 多摩市における生物多様性の危機

現在の多摩市では、多摩ニュータウン事業により新たに創出・再生されたみどりと、昔ながらの多摩丘陵の里山的風景が残っているみどりがつながりをもって成り立っています。このようなみどりは、生き物の生息・生育の空間を提供し、生態系を育んできました。一方で、多摩市におけるみどり・生物多様性は、開発による土地利用の変化や侵略的な外来種の侵入、気候変動などによる影響を受けてきました。その背後にある私たちの価値観や活動との関わりの中で、課題を抱えていることが分かります。

<多摩市におけるみどり・生物多様性の危機>

<p>開発など人間活動による危機 (第1の危機)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村の面影を残す田園地帯が、多摩ニュータウンの形成のために開発され、生物の生息・生育地が減少しました。
<p>自然に対する働きかけの縮小による危機 (第2の危機)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ わずかに残された雑木林等も、人と自然とのふれあいの減少やみどりの維持管理における担い手の不足などにより、薪や肥料の供給など樹木の利活用が循環せず、樹木の大径木化、下層植生の繁茂、土壌の富栄養化が進行しました。 ・ 手入れされた明るい林床を好む生き物が減少するとともに、樹木の大径木化に伴うナラ枯れの被害が拡大しています。
<p>人間により持ち込まれたものによる危機 (第3の危機)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸域では、オオキンケイギク、アライグマ、ガビチョウ、水域ではキショウブ、アカミミガメ、ウシガエル、ブルーギル、アメリカザリガニなどの外来種が定着し、在来種に影響を与えています。
<p>地球環境の変化による危機 (第4の危機)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は顕著な影響は確認されていないが、今後、落葉広葉樹林の衰退、外来種の拡大などの影響が生じる可能性があります。 ・ 近年被害が拡大しているナラ枯れについても、気候変動との関係性が指摘されています。

このような多摩市におけるみどり・生物多様性の危機に対応するためには、令和12(2030)年までに世界の生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せていく「ネイチャーポジティブ」の考え方(14ページ参照)を踏まえると、次のような方向性が挙げられます。

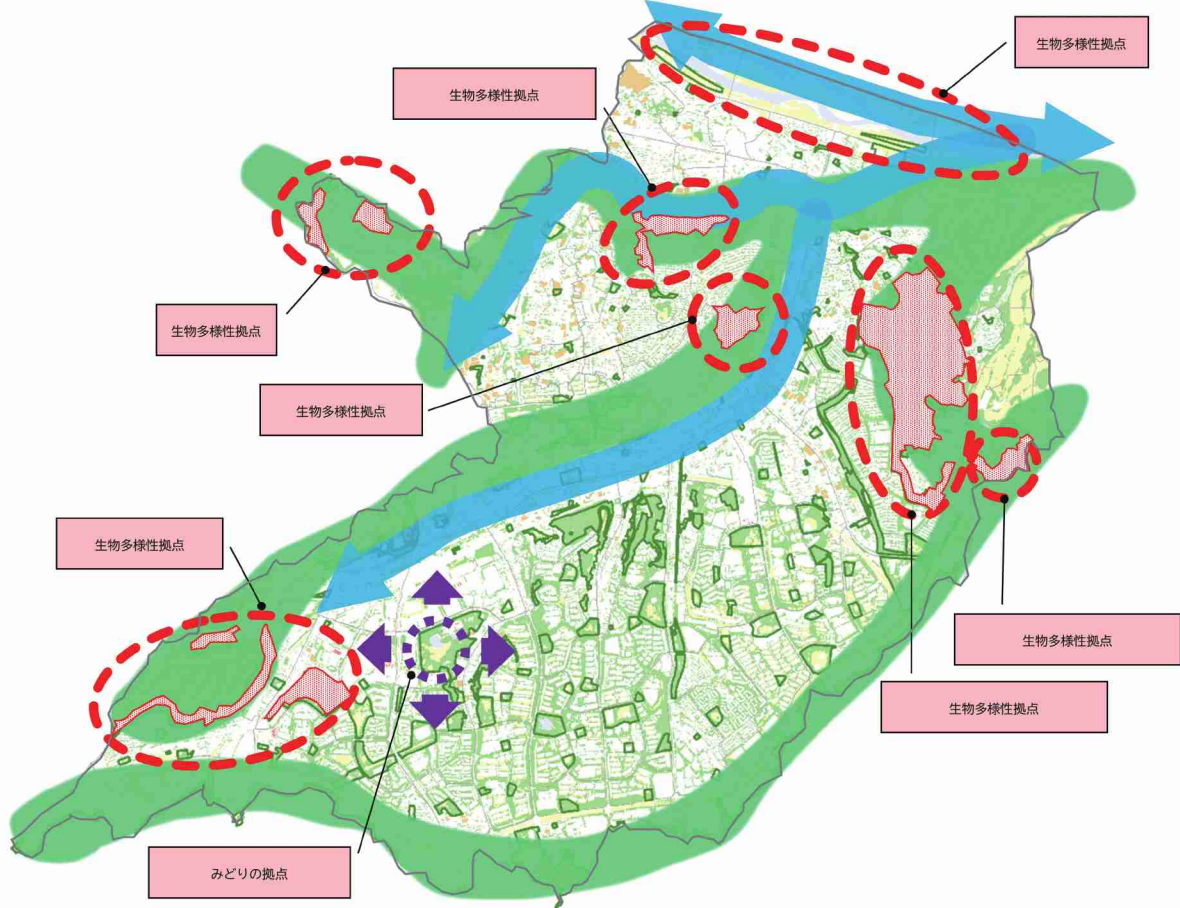
- ✓ みどり・生物多様性による恵みを享受し続けることができるよう、市民のみどりへの関わりを確保・拡大するとともに、みどり・自然の有する様々な機能をまちづくりに生かす
- ✓ 地球規模での生物多様性にも貢献できることを念頭に、生活や事業活動での生物多様性への配慮を実践していく
- ✓ みどりの量の拡大が難しくなる中で、生物の生息・生育空間としての質を確保するよう、水とみどりをネットワーク化させる

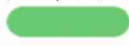



多摩市におけるエコロジカル・ネットワークの確保

多摩市におけるみどり・生物多様性の危機を踏まえ、それらを守り育てていく指針として、みどりが有する機能を活用し、みどりによる市民生活の恵みを提供し、生き物との共存を目指す、「エコロジカル・ネットワーク」を示します。

市域にある規模の大きなみどり、河川や湧水などの水辺によって構成される「生物多様性の拠点」を核として、河川や丘陵地の連続的な斜面樹林等のつながりを軸に、市域にある公園緑地や農地、住宅や事業所などのみどりへと有機的につなげていきます。

●エコロジカル・ネットワーク図



みどり・生物多様性を守り育てていく指針	
市内の公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> 多摩ニュータウン地域を中心に計画的につくられた公園緑地のみどりは、市民生活へ存在効用や利用効用をもたらしている。 (例：癒し・憩いの提供、レクリエーションの場)
みどりのネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> 多摩丘陵の地形や河川に沿った樹林や農地などのまとまった連続性のあるみどりの維持 市域を越えた広域的なみどりのつながりを確保
水のネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川や大栗川、乞田川の河川などの水のつながりを確保 水辺の散策・散歩、自然観察の場として活用
生物多様性の拠点 	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きなみどりや水辺や湧水などがあることで、多様な生き物が生息・生育できるポテンシャルがある場を指し、自然観察やみどりの保全活動、環境学習・自然体験活動の場として活用
みどりの拠点 	<ul style="list-style-type: none"> 「グリーンライブセンター」より発信するみどりに関する情報や講座などや「グリーンライブセンター」での体験を通じて、市民によるみどり活動が活発化し、市内域に広がっていく。 市民・団体同士の交流が生まれ、新たなみどり活動のコミュニティの輪が生まれる。

3) 取組項目

A1 まとまり・つながりのあるみどりの確保	
水・みどりが一体となった「生物多様性の拠点」と、河川や丘陵地の連続的な樹林などの「みどりのネットワーク」を位置づけ、みどりのつながり・まとまりを確保していきます。	
市民	○みどりの所有者は、持続的なみどりの管理・保全に努めます。
事業者	○敷地内にみどりを所有する事業者は、持続的なみどりの管理・保全に努めます。 ○まとまり・つながりのあるみどりの維持管理や活用に関する活動に対して、積極的に参加・協力します。
市	○生物生息空間の骨幹となるみどりのネットワークの保全 <拡充・見直し> 「生物多様性の拠点」と「みどりのネットワーク」を保全・維持していきます。
	環境政策課 公園緑地課

A2 生物多様性に関する情報の発信	
身近な自然や生き物に対する興味や関心を深め、生物多様性に対する理解を広げていきます。	
市民	○市が実施する生物多様性セミナーや生き物調査などに参加・協力するとともに、生物情報などの収集に協力します。 ○市や市民団体が企画する自然観察会などに参加し、生物多様性の理解に努めます。
事業者	○市が実施する生物多様性セミナーや生き物調査などに参加・協力するとともに、敷地内の生き物調査を実施するなどして、生物情報などの収集に協力します。 ○市や市民団体が企画する自然観察会などに参加し、生物多様性の理解に努めます。
市	○生物多様性セミナーの実施や生きもの季節観測などの情報収集と発信<拡充・見直し> 生物多様性セミナーの実施や、市民参加による生きもの季節観測などの情報の収集・発信を行います。
	環境政策課

A3 生物多様性の保全		
<p>生物の生育・生息状況の把握に努め、希少種をはじめとする多様な生物が生育・生息する空間を保全していきます。</p> <p>また、在来生物の生存を脅かす外来生物の対策を進めます。</p>		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市が情報発信している外来生物を発見した場合には、市に情報提供します。 ○飼育しているペットを野生に放さないようにします。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性の重要性を認識し、敷地内のみどりの保全などに協力します。 ○敷地内への生物多様性に影響する外来生物の侵入を抑制します。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○外来生物対策<新規> 市民協働のもとで外来種の生育・生息状況や被害を把握し、捕獲・駆除を行うとともに、市民への情報提供・啓発を行います。 	環境政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ○生き物に配慮したまちづくりの推進<新規> 公共施設をはじめ、住宅や集合住宅、事業所の敷地などにおいては、生き物に配慮したまちづくりを推進します。 	環境政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ○重要な自然環境の保全<新規> 市内の「生物多様性の拠点」と位置付けられる自然環境を保全します。 	環境政策課

A4 生物多様性に配慮した暮らし・事業活動への転換		
<p>私たちの暮らしが生きものの恵みによって成り立っていることへの理解を深め、生物多様性に配慮した生活・消費、事業活動への転換を図ります。</p>		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○自然や生き物にふれあい、人との「つながり」を意識し、守るためにできることを考えます。 ○エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで買い物をします。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性に配慮した原材料調達と製品などの扱いを促進します。 ○開発などを行う際には、事前にその土地の生物多様性に及ぼす影響を予測・評価し、影響の回避、低減を行います。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性に配慮した消費・事業活動についての啓発<新規> 日常生活・事業活動での生物多様性に配慮した工夫・取組みについて、情報提供・啓発します。 	環境政策課

A5 水環境の維持・保全		
生物の生育・生息にとって重要な河川や水路、湧水や池などの水環境を保全していきます。		
市民	○河川や水路、湧水などでの清掃や保全活動などに参加・協力します。 ○水辺などで水面の異常や外来生物を発見した場合は、市に連絡します。	
事業者	○河川や水路、湧水などでの清掃や保全活動などに参加・協力・支援します。 ○河川への汚染水の流出や有害廃棄物の投棄などの防止に協力します。	
市	○湧水や農地などの水路の保全 湧水や水路などの水環境を保全するとともに、その活用を図りながら適切に管理します。	環境政策課 下水道課
	○公園緑地の池やせせらぎの維持改善 公園緑地の池やせせらぎについて継続的な維持管理・改善を図ります。	公園緑地課
	○乞田川や大栗川、多摩川などの河川環境の把握と維持改善 乞田川や大栗川、多摩川などでは、モニタリング調査やパトロール、啓発などにより、河川環境の把握と維持改善を行います。	環境政策課

コラム 企業による生物多様性に配慮したみどりの保全・管理の事例

●いきもの共生事業所認証

「いきもの共生事業所認証」(ABINC [エイビック] 認証)は、いきもの共生事業推進協議会 (ABINC) が、生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用に取り組む工場やオフィスビル、商業施設、集合住宅などを第三者評価・認証するもの。

多摩市内では、「長谷工テクニカルセンター」と「Brillia Tower 聖蹟桜ヶ丘ブルーミングレジデンス」が認証を取得しています。

●自然共生サイト

「自然共生サイト」は、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域です。環境省では、健全な自然環境を保全するため、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を保全し生物多様性の損失を食い止める「30by30」の目標を達成すべく、自然共生サイトの認定を開始しています。認定区域は、OECMとして国際データベースに登録されます。

多摩市内では、「長谷工テクニカルセンター」が認定・登録されています。このサイトは、長谷工グループの「長谷工技術研究所」「長谷工グループ技術研修センター」「長谷工コミュニティアウル24センター」及び情報発信拠点としての「長谷工マンションミュージアム」が併設された施設です。

17,662㎡の敷地に、地上部と屋上緑化で約8,000㎡の緑地を確保しています。敷地南側の法面緑地には鳥が好む花や実のなる在来種の樹木を主に植栽、中央部には水辺ビオトープを設け、大栗川にて採捕したアブラハヤ等の水生生物を移植しています。



出典：環境省ホームページ「自然共生サイト」

取組方針B：みどりの保全・確保

1) 現状と課題

① みどりの育成管理

- ・市内にはまとまった樹林地が数多く残されており、特に北東部には都立桜ヶ丘公園をはじめとする大規模な公園が近接し、市内でも最大規模の樹林地が存在します。
- ・市の西部には、日野市に至る中和田通り沿いにまとまった樹林地が見られるほか、八王子市との市境には中沢池公園とゴルフ場が一体となった樹林地が分布し、広大な緑被地を形成しています。
- ・多摩市政世論調査（令和3〔2021〕年度）によると、市政への満足度は、各項目の中で、「水辺・公園緑地などの環境整備」（50.4%）と「自然環境の保全」（47.5%）の2項目が高くなっています。
- ・各公園緑地では、面積の多くを樹木・樹林が占めており、公園施設と同様に30年以上が経過し適正な維持管理が今以上に必要となっているものの、みどりの総量が多く対応しきれていない状況です。その結果、樹木の大径木化・老木化が進行し、ナラ枯れや松枯れなどの病害虫の被害の拡大や見通しの悪化、隣接地への越境などが増加しています。
- ・市民のみどりに対する価値観や要望が多様となっており、維持管理をしていくうえで、地域の合意形成が難しい場合があります。
 - 多摩丘陵の里山の面影を残す既存樹林は、多くが民有の樹林地であることから、その永続的な保全に向けた支援体制の構築が必要です。
 - 樹木被害に対し、持続可能なみどりを目指すべく、樹木管理・更新等への費用の増加や管理人員の不足などの実情を踏まえた、新たな育成管理方法の構築が必要です。
 - みどりの育成管理に対し、画一的な管理ではなく、地域特性や市民のニーズを踏まえた管理体制を構築する必要があります。

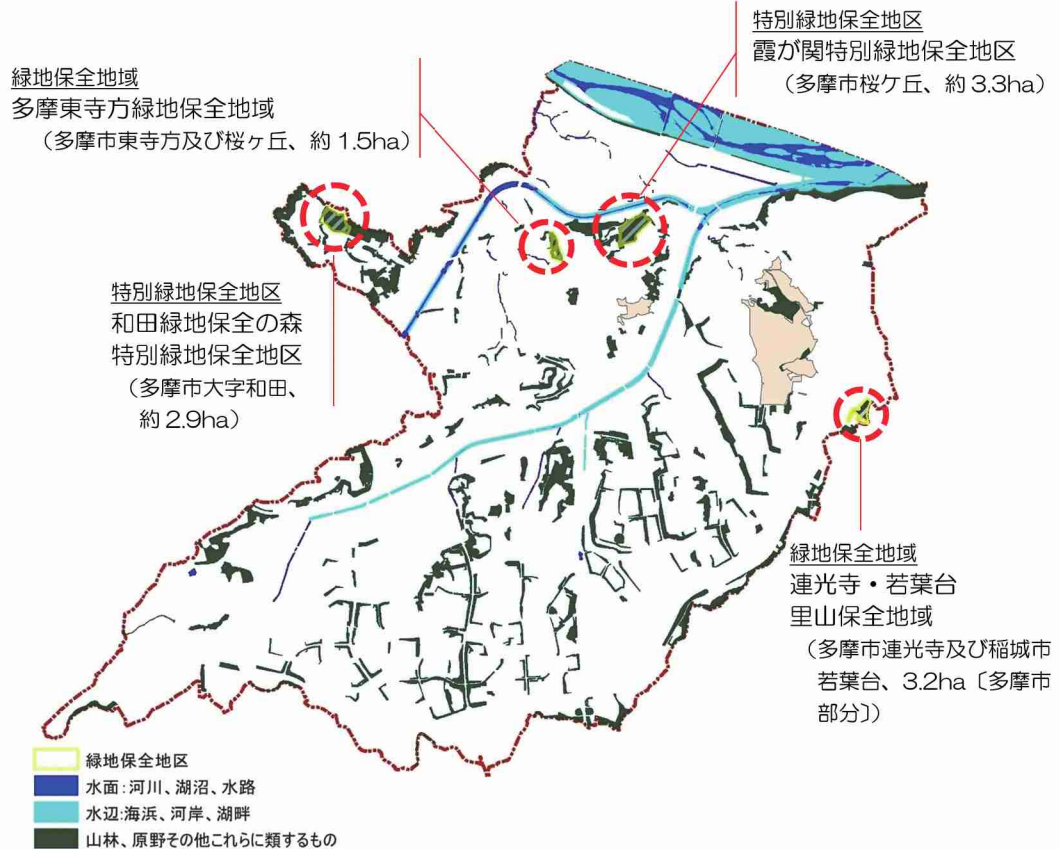
② まとまりのある民有樹林

- ・「みどりのネットワーク」を構成するなかで、まとまりある一部の樹林については、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区¹⁴」や「緑地保全地域¹⁵」に指定されています。
 - 保全地区等については、地権者の協力を得ながら市民・活動団体・企業などと協働で、環境学習や体験活動としての利活用の推進が必要です。
 - 保全指定されていない民有樹林等について、状況把握を行うとともに、持続的な保全・育成方法の構築が必要です。

¹⁴ 特別緑地保全地区：都市緑地法に基づき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定するもの（都市緑地法）

¹⁵ 緑地保全地域：樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域（東京における自然の保護と回復に関する条例）。

●みどりのネットワークを構成する民有樹林等

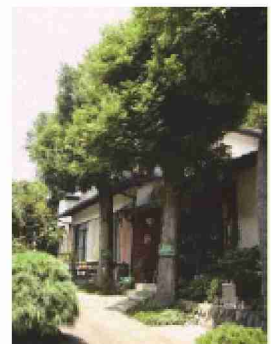


出典：都市計画基礎調査（令和2〔2020〕年3月公表、平成30〔2018〕年3月時点データ）

③ まちなかの民有緑地

・屋敷林や団地の法面のみどりなどのまちなかの民有緑地に関しては、「沿道斜面緑化補助制度」や「保存植物等補助金制度」に基づき保全を図っています。

- 保存植物等補助金制度に基づく保存樹林については、指定の継続が課題です。
- 保存植物の指定が解除される案件が近年続いているため、保存植物、特に保存樹林の所有者の管理負担を軽減するための制度の見直しなどについて検討が必要です。



④ 街路樹

・市内の街路樹は、ニュータウンの造成とともに植樹され、その本数は10,054本です（樹高3m以上の高木・サクラ類、ケヤキ、シラカシなど）。

- 街路樹の多くは大径木化や高木化が進んでいる状況にあり、通常の管理内容では安全が確保できない状況になった段階で、伐採や間引き、樹種変更や若木への植え替えによる更新の検討が必要です。
- 将来的な管理負担の軽減に向けて、適正に剪定管理できる街路樹環境に転換する

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

自然環境

生活環境

地球環境

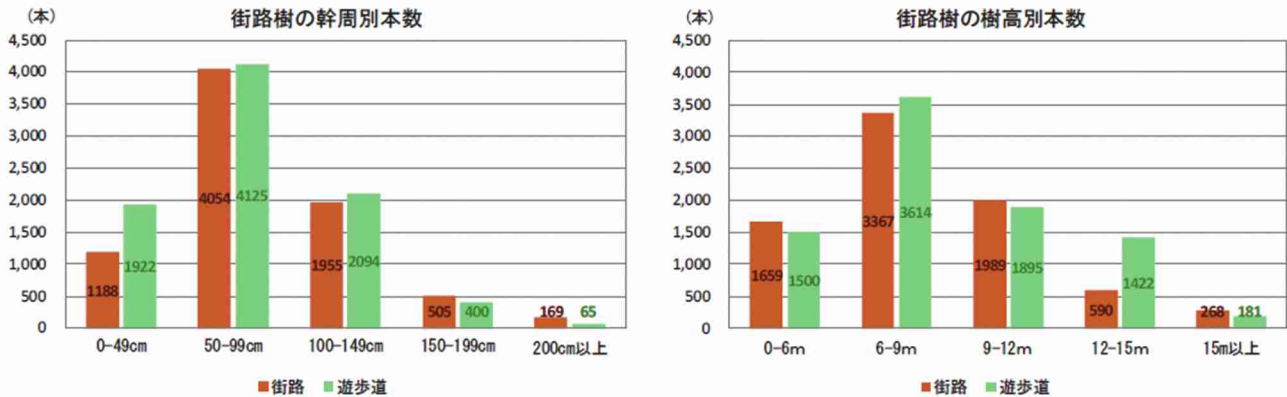
環境活動

資料編

第5章 分野別の取組み

ため、メリハリをつけた管理を行い、健全な街路樹空間を形成していく必要があります。

●街路樹の幹周別本数（左図）と樹高別本数（右図）



平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在

出典：多摩市街路樹よくなるプラン改定版（平成 30 [2018] 年 3 月）

⑤ 暮らしと調和したみどり

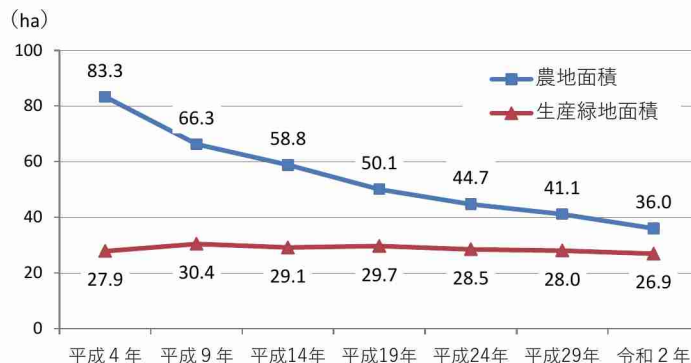
・本市では、計画的に配置された公園緑地や街路・自転車歩行者専用道路における樹木・植栽、団地敷地内や庭の植栽によって、みどり豊かなまちとなっています。一方で、豊かなみどりが夜間の歩行に不安を与えるなど防犯上の課題や交通安全面からも見通しが悪く危険な箇所を生み出す要因にもなっています。また、市内の公園緑地の多くは開園後 30 年以上を経過しており、経年成長に伴う大木化ならびに老木化の進行とともに衰退木が増加していることから、倒木のリスクも高まっています。

- 豊かなみどりを良好に保全していくとともに、防犯や交通安全などとの調和を図ることが必要です。
- 災害時には避難路や避難地として貴重なオープンスペースである公園緑地について、防災面での機能向上が必要です。

⑥ 農地

本市の農地は、一ノ宮、和田、関戸などにまとまって分布しています。多摩地域の他自治体と比べて農地が少ないことから、保全が必要です。

●農地面積と生産緑地面積の推移



出典：多摩市都市農業振興プラン

2) 今後の取組み

- ◆ 多様な市民ニーズに対応し、みどりをより良好なかたちで維持管理していくため、民間のノウハウを活かした管理など持続可能なみどりの管理手法について検討していきます。
- ◆ みどりの維持管理にあたっては、「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」や「多摩市パークマネジメント計画」に基づき、防犯や交通安全、防災、景観などの総合的な視点からあり方や管理手法を検討し、市民や市民団体などとの協働も行いながら、暮らしと調和したみどりの維持管理・更新を進めます。
- ◆ 緑地については、樹木管理の面において、みどりの質を向上していくべく、樹種や立地、生育状況を鑑み、萌芽更新や伐採など、適した手法により安全性を確保するとともに、良好なみどりを持続可能に保全・維持していく育成管理を進めます。
- ◆ 民有地のみどりについては、既存制度を活用して沿道の斜面緑地や屋敷林、生産緑地地区などの保全を継続して図ります。また、市民が積極的に保全を行うことができるように、事業者との連携を視野に入れて、新たな保全制度の活用や支援策を検討していきます。

●緑地の樹木管理方針

手 法	対 象
①萌芽更新 <small>※状況によっては、他の方法を使用することもあります。</small>	・健全な木
②間引き	・健全な木 ・枯れ木（例：ナラ枯れ） ・老木 ・そのまま放置すると上記の危険性が高い木（例：大径木）
③伐採⇒植え替え	・枯れ木（例：ナラ枯れ） ・老木 ・そのまま放置すると上記の危険性が高い木（例：大径木）
④伐採⇒撤去	・枯れ木（例：ナラ枯れ） ・老木 ・そのまま放置すると上記の危険性が高い木（例：大径木）

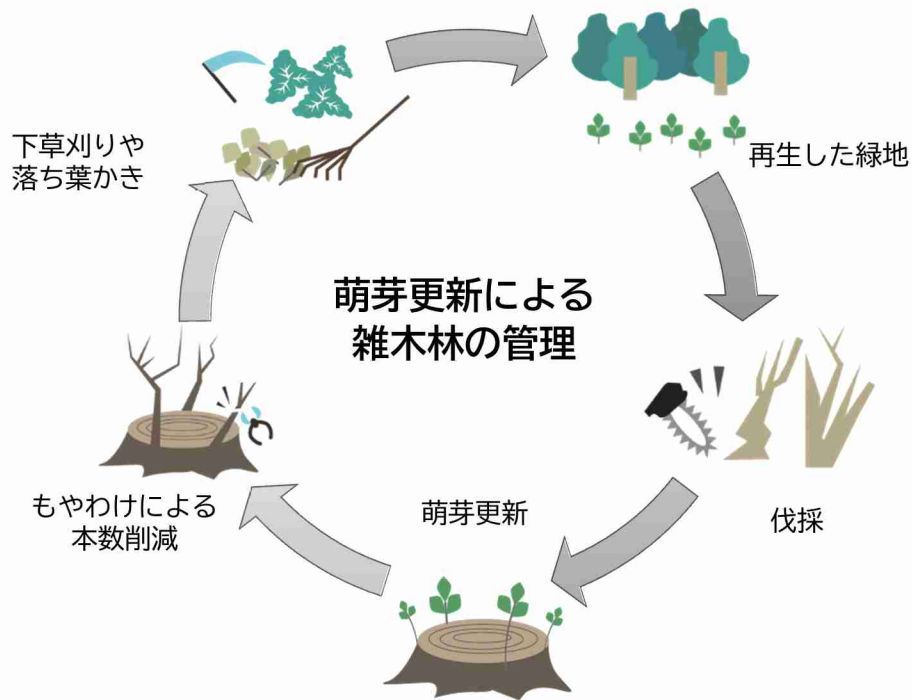
●豊かなみどりの維持管理



コラム 萌芽更新

萌芽更新とは、根株を残して樹木を伐採し、その後、根株から生えてくる若芽を何本か残し、再び成木へと成長させていくサイクルを繰り返す雑木林の管理方式です。

人の手が入らない雑木林の場合、樹木の大径木化により倒木の危険性が高まるほか、日光が入らず、それにより細く高い樹木が多くなったり、光を必要とする小さな草花が衰退したりなどの問題が発生してしまいます。健全で安全な緑地とするために、積極的に手を入れる管理を行うことで、樹齢を重ねた樹木を次世代の樹木に世代交代させ、全体が若返り、適正な緑地保全が可能になります。また、日光が入るようになり、小さな草花や従来そこに生息していた生き物が昔のように戻ってきます。



3) 取組項目

B 1 安全安心とみどりの保全との調和		
豊かで潤いあるみどりの保全・確保にあたり、防災、交通安全や景観などとの調和を図ります。		
市民	○安全安心な暮らしとの調和の観点で、市が行うみどりに関する調査・取組みへ協力します。	
事業者	○敷地内のみどりの維持管理にあたって、防災、防犯や景観の観点に配慮します。	
市	○公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策の構築 関係機関と連携しながら、通学路を中心に、防犯や交通安全上で課題がある箇所調査・点検を実施し、樹木の剪定や伐採などを行うことで改善を進めていきます。また、園路沿いや建物に近接した倒木の恐れのある枯木の伐採等により、安全確保を進めていきます。	公園緑地課 関係部署
	○防災に配慮した公園緑地ネットワークの強化<拡充・見直し> 「多摩市地域防災計画」に基づき、関係機関と連携しながら、オープンスペースの確保や、みどりを活かした防災ネットワークを進めます。	公園緑地課
	○景観に配慮したみどりのあり方と保全手法の構築 多摩丘陵地の一角を形成しているみどりの景観や里山的な「農のある風景」など、地域ごとの景観特性を活かしたみどりの維持管理を行います。	公園緑地課

B 2 公共の緑地・みどりの適正な維持管理・更新		
市民や事業者などとの協働のもと、公園緑地や道路などのみどりの適正な維持管理・更新を進めます。		
市民	○市や市民団体が実施する公園緑地や道路のみどりの維持管理活動に協力します。	
事業者	○市や市民団体が実施する公園緑地や道路のみどりの維持管理活動に協力・支援します。	
市	○「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」に基づく街路樹管理の推進 「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」等に基づき、街路樹の適正管理を行います。	道路交通課
	○「多摩市パークマネジメント計画」に基づいた公園緑地のみどりの育成管理の推進<拡充・見直し> 「多摩市パークマネジメント計画」に基づき、公園緑地のみどりの適正管理を行います。	公園緑地課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

資料編

<p>B3 持続可能なみどりの管理運営手法の検討、構築</p> <p>持続可能なかたちでみどりを保全していくため、計画的な樹木更新や管理のあり方を構築していきます。</p>		
市民	○みどりに関するイベントやワークショップの実施や参加を通じて、みどりの育成管理への理解を深めます。	
事業者	○市や市民団体と連携して、みどりの育成管理活動や管理運営手法の検討に協力・支援します。	
市	○民間のノウハウを生かした管理運営<新規> 指定管理者制度や包括的民間委託など、民間のノウハウを活かし、持続可能なみどりの育成・管理手法を検討・構築していきます。	公園緑地課 道路交通課

<p>B4 民有地のみどりの保全</p> <p>新たな保全手法の検討も含め、民有地のみどりの持続的な保全を図ります。</p>		
市民	○みどりを所有する市民は、樹林の管理・保全に努めます。 ○みどりの育成や維持管理や活用に関する活動に対して、積極的に興味をもち、参加・協力します。	
事業者	○敷地内にみどりを所有している事業者は、みどりの管理・保全に努めます。 ○みどりの維持管理や活用に関する活動に対して、積極的に参加・協力します。	
市	○民有地のみどりの保全の推進<新規> 各種法制度や補助制度の活用による民有地のみどりの持続的な確保を図りつつ、新たな財源確保手法のほか、市民による持続的な保全手法の検討・活用を進めます。また、各種制度について市民に普及・周知します。 なお、法や条例に基づく特別緑地保全地区、保全地域などに指定されている箇所については、活用可能性等を十分に勘案し、都市公園としての公有地化を検討します。 【例】 ・現行の沿道斜面緑化補助制度や保存植物等補助金制度の継続的な推進 ・特別緑地保全地区制度や都の保全地域制度の活用による保全 ・都、市区町村と合同で策定した「緑確保の総合的な方針（令和2〔2020〕年7月改定）」に基づく、みどりの継続的な保全・確保 ・国や東京都と連携した、米軍多摩サービス補助施設跡地の返還及び広域公園化（都立桜ヶ丘公園の拡大）の要望の継続 ・都と連携した都立桜ヶ丘公園の整備の促進 ・市民緑地制度等の新たな仕組みの適用の検討 ・各種制度を活用した緑地の効用の発揮及び機能の維持増進	公園緑地課

B 5 生産緑地地区の保全・活用	
<p>多摩市のみどりを構成する農地について、生産緑地地区の仕組み等を活用しながら、保全・活用を図ります。</p>	
市民	○市内の農地（生産緑地地区）の保全への理解と活用に協力します。
事業者	○農業者は、農地（生産緑地地区）の保全に努めます。 ○市内の農地（生産緑地地区）の保全と活用に協力します。
市	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 70%;"> <p>○生産緑地地区の保全活用方策の検討 特定生産緑地指定制度について情報提供・啓発するとともに、生産緑地地区の保全・活用方策を検討します。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地保全のため、必要に応じコスト等を十分勘案したうえで公有地化の検討 ・東京都の「農の風景育成地区」へ位置づけを検討している地区について、経済観光課とも連携した農地の活用の推進 </div> <div style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>公園緑地課 経済観光課 都市計画課</p> </div> </div>

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

資料編

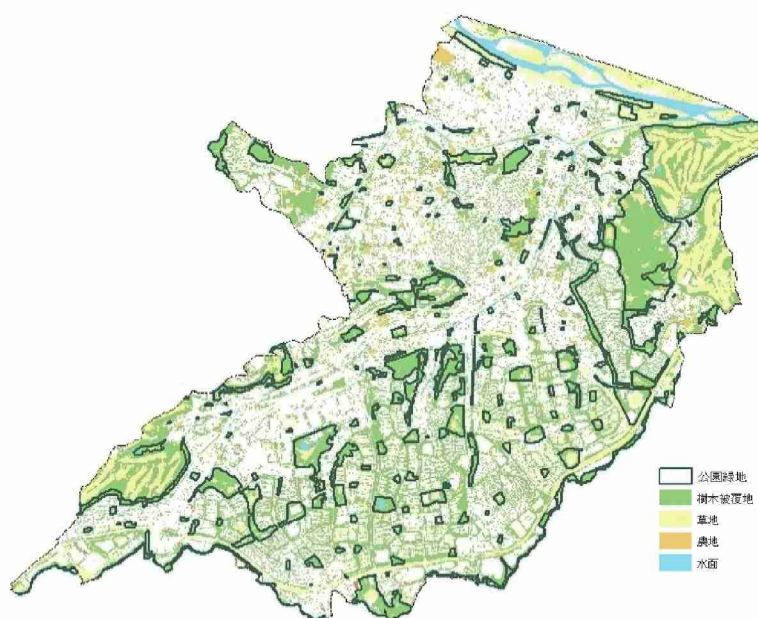
取組方針C：みどりの利活用

1) 現状と課題

① 公園緑地

- ・現在、市内の公園緑地の数は209か所、総面積は2,353㎦あります（市立は208か所、2,014㎦）。公園緑地の市民一人当たりの面積は16.0㎡で、多摩地域26市中第2位です（令和4〔2022〕年4月）。
 - 開園から30年以上経過した公園が65%以上であり、施設の老朽化に対する対応や安全性の確保が必要です。少子高齢化や社会情勢の変化に伴い既存ストックが活用されていないなど、新たな機能へ転換が求められています。

●多摩市における主な公園緑地



出典：多摩しみどりの現況調査（令和元〔2019〕年9月時点データ）、公園配置GISデータ

② みどりに関する市民活動を行う団体

- ・市内には、公園緑地や道路の美化清掃に関わるボランティア団体（公園緑地：102団体〔令和4〔2022〕年度〕、道路：73団体〔令和5〔2023〕年度〕）や、主に公園緑地内の雑木林で活動を行っているグリーンボランティア登録団体（13団体〔令和4〔2022〕年度〕）があります。
 - ボランティアの高齢化、参加者減少の課題に対し、活動を継続、充実していくために、みどりに関わる活動のあり方を見直すとともに、市民団体のネットワーク化や、新たな人材確保、新規団体の掘り起こしが必要です。

●協働による公園緑地等の維持管理

公園愛護会制度

街区公園を対象に、地域で組織された団体が公園の清掃活動等を行う市民参加制度

アダプト制度

市民、市民団体等、事業者が公園や道路の一部の清掃活動や緑化活動を行う市民参加制度

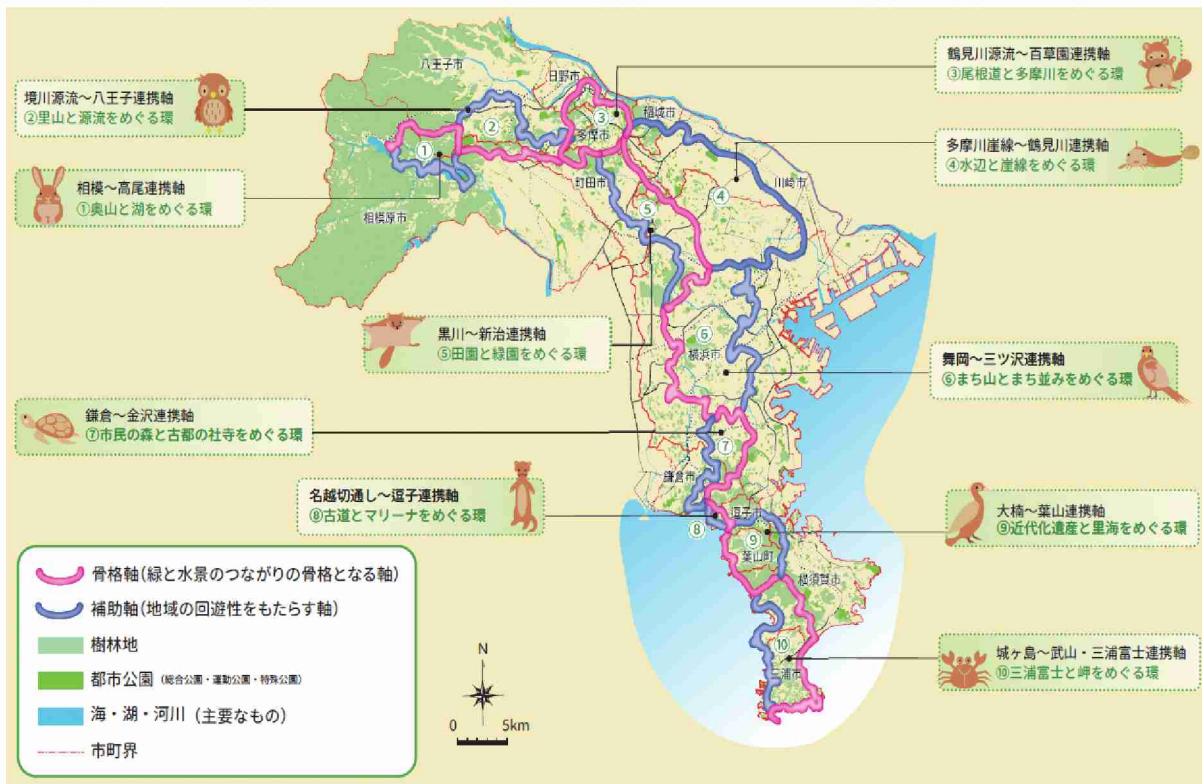
グリーンボランティア制度

みどりに関する活動の人財育成を図りながら、市民の協力により地域のみどりの保全育成活動を支える制度

③ 広域連携

- ・本市は、平成 18（2006）年に多摩丘陵及び三浦丘陵に関係する 13 自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、緑と水景に関する広域的な「保全・再生・創出・活用」の取組みを進めています。
- ・令和 3（2021）年度には、市民と緑の市域を越えた更なる保全・活用・交流の促進によるみどりの価値向上（広域連携型グリーンインフラモデル）を目指し、「共同宣言」を掲げました。
 - 周辺自治体や東京都と連携し、広域的連携に配慮したみどりの保全・再生・創出・活用の取組みを行うだけでなく、市民や多様な主体の市域を越えたみどり活動の推進が必要です。

●多摩・三浦丘陵広域連携トレイル¹⁶



出典：「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」シンポジウムパンフレット（令和 3〔2021〕年 7 月）

④ 歴史文化財

- ・市内には貴重な歴史的文化財が数多く残されています。また、お花見を楽しめる多くの桜の名所や、「よこやまの道」「からきだの道」などの散歩道、朝顔市などのお祭り、どんど焼きなどみどりに関わる文化も地域に根付いています。
 - これらの歴史・文化を良好に維持していくためにも、より市民の方々に知っていただき、活用の推進を図っていくことが課題です。

¹⁶ 多摩・三浦丘陵広域連携トレイル：平成 20（2008）年に 13 自治体からなる「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の広域連携イメージを見える化したものです。その後、各自治体の緑と水景に関する施策や事業等の取組みの中で、広域連携の視点からの緑と水景のつながりや、取組みの重点化すべき箇所が設定されています。

2) 今後の取組み

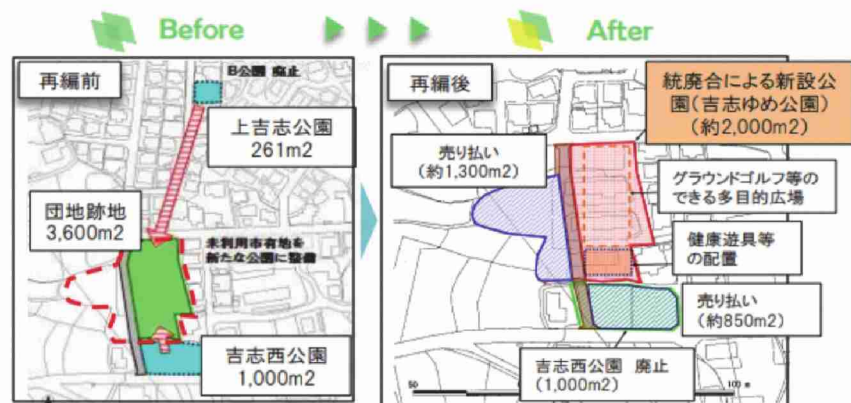
- ◆ 公園については、社会情勢の変化や地域ニーズを踏まえて、みどりの機能を活かす公園づくりを進めます。
- ◆ 「多摩市公園施設長寿命化計画」に基づく予防保全・管理による計画的な施設更新を行い、安全性の確保とライフサイクルコストの縮減による財政負担の軽減を目指していきます。
- ◆ 開園から30年以上経過した公園が65%以上であることから、施設の老朽化に対する対応や安全性の確保を進めます。
- ◆ 地域におけるみどりの役割を見直し、機能再編などの考え方を「多摩市公園施設長寿命化計画」に反映させ、施設整備や維持管理をさらに効果的・効率的に進めます。

コラム 公園の機能再編・機能集約の事例

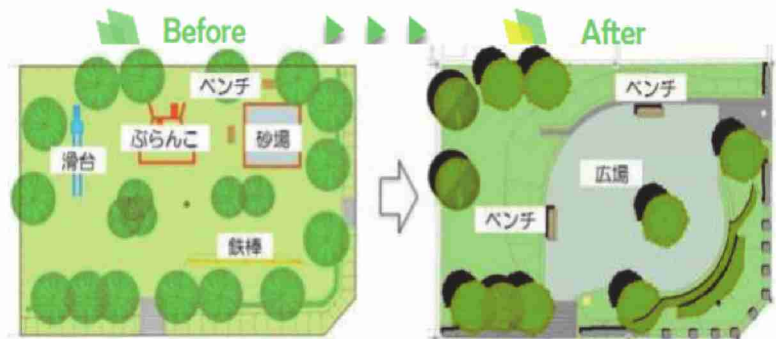
都市公園は、周辺環境の変化、ニーズの変化などにより、整備当初に想定されていた効果を十分発揮できない場合が出てきます。そのため、地域の実情に合わせ、利用状況などに応じた公園施設の集約・再編を行うことで、レクリエーション空間の提供、景観形成やコミュニティ形成などのストック効果を発揮できる場合があります。

<参考事例：都市公園のストック効果を高めるための工夫>

北九州市
吉志ゆめ公園
(施設再編)



札幌市
藻岩ころころ公園
(機能再編)



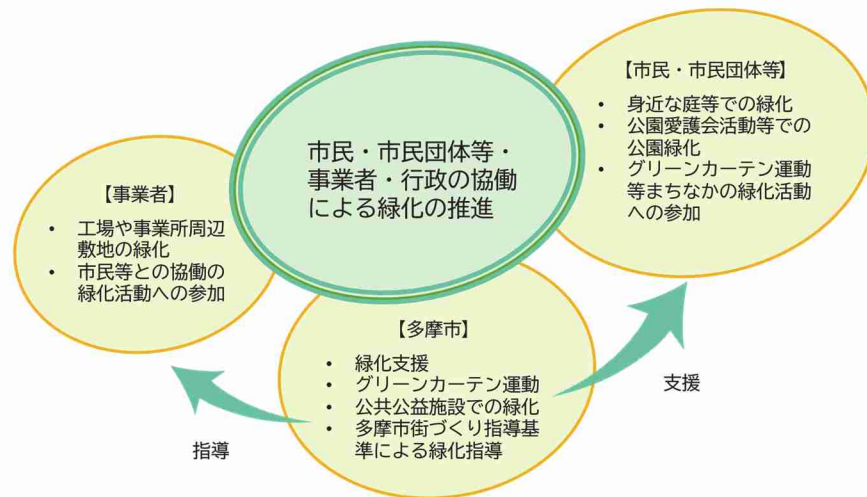
【狭小公園の再整備事例(藻岩ころころ公園)】

出典：国土交通省「都市公園のストック効果を高めるための工夫事例」

- ◆ 市民のライフスタイルの変化、多様化するニーズや地域ごとの特性に合わせ、公園利用規制の緩和や市民団体・事業者等との協働による公園の利活用を推進していきます。
- ◆ 市民協働で進めている「連光寺六丁目農業公園づくり」などの新たな“関わる”取組みを通して、市民が公園緑地に関わる機会の創出や、それに適した公園運営・利活用の多様化の検討を進めます。
- ◆ 市民、事業者、市民団体等及び市の協働によるみどりの利活用を進めるため、グリーンライブセンターをみどりや水・生き物などに通じた「集い、憩い、学び、交流する」拠点として活用をさらに進め、活動の担い手となる人材の育成・確保、体制の構築を進めます。
- ◆ まちなかや公共施設などにおいて、市民団体による緑化活動や開発行為などにおける緑化指導など、市民、事業者、市民団体等及び市の協働による緑化推進を進めるとともに、さらなる緑化活動を促すインセンティブ手法を検討していきます。
- ◆ 周辺自治体や東京都と連携し、広域的連携に配慮したみどりの保全・再生・創出・活用の取組みを行うだけでなく、市民や多様な主体の市域を越えたみどり活動の推進が必要です。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

●まちなかや公共施設等における緑化推進イメージ

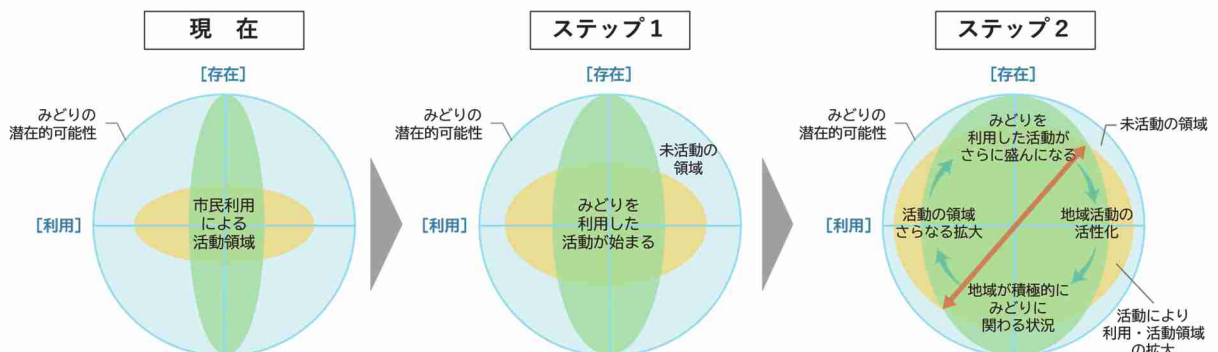


自然環境

生活環境

地球環境

●みどりの関わりによる活動領域の広がり



環境活動

資料編

出典：「多摩すみどりのルネッサンスへの取組み 報告書」より作成

3) 取組項目

C1 公園のストック効果の向上		
公園の利用状態を把握し、効果的・効率的な公園配置・公園施設の更新を進めます。		
市民	○施設の老朽化や危険性のある施設を確認した場合、市へ連絡します。 ○市が行う公園の利用ニーズ調査などに参加・協力します。	
事業者	○施設の老朽化や危険性のある施設を確認した場合、市へ連絡します。	
市	○「多摩市公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な施設の改修・更新 <新規> 「多摩市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に公園の修繕・補修を行い、施設の劣化や損傷の進行を未然に防ぎ、安心して長く利用できる施設更新を行います。	公園緑地課
	○適切な公園配置の推進<新規> 周辺の公園緑地の配置状況や住民・土地所有者の意向などを踏まえ、適切な公園配置のあり方を検討します。 【例】 ・借地公園においては、公有化や土地所有者への返還などの見直しの検討 ・提供公園においては、「都市計画法施行令」等に基づく適切な配置・設置基準の検討	公園緑地課
	○公園施設の適切な見直し<新規> 公園内の施設において、地域のニーズを踏まえ機能の再編や集約などを視野に入れながら、持続可能で魅力ある公園づくりを図ります。	公園緑地課

C2 多様な担い手の拡充・拠点体制づくりの強化		
地域における継続的なみどり活動やその人財の育成に向け、担い手の拡充や支援の拠点体制づくりを強化していきます。		
市民	○市民団体は自らの活動内容について広く市民に発信し、参加を呼びかけます。 ○市民団体同士で交流を図ります。 ○市民団体の活動に興味を持ち、積極的に参加します。	
事業者	○市民団体の活動などに協力・支援します。	
市	○多様な取組みによるみどりの持続的な育成管理<新規> 既存の公園愛護会制度やアダプト制度などによるみどりの保全・活用の取組みを支援するとともに、市民の参加の拡充方を検討します。	公園緑地課 道路交通課
	○グリーンライブセンターのみどり拠点体制としての強化 <新規> グリーンライブセンターを「みどりの拠点」として、情報交流や活用場として推進するとともに、地域のみどりづくりを更に支援する体制を構築します。	公園緑地課

C3 公園の利活用の推進		
地域ごとの実情に応じた公園緑地づくりに向け、様々な手法での利活用を広げていきます。		
市民	○公園緑地の利活用に関するワークショップや意向調査に参加・協力します。	
事業者	○公園緑地の利活用に関するワークショップや意向調査に参加・協力します。 ○P-PFI 制度等の活用を通じた公園緑地の管理への参画を検討します。	
市	○民間活力によるにぎわい創出<新規> P-PFI 制度等の導入による効果等を検証するとともに、地域ニーズに合わせた公園づくりの手法を検討します。	公園緑地課
	○多様な主体との協働による管理運営<新規> 地域ごとの実情に応じた公園緑地づくりに向け、公園利用の活用自由度の拡充を推進していきます。	公園緑地課

C4 身近な緑化の推進		
まちなかで身近にみどりを感じられるよう、家庭や事業所、公共施設などの緑化を推進していきます。		
市民	○まちなかの植樹や緑化活動へ参加します。 ○自宅の庭やベランダでは積極的に草花を植えます。	
事業者	○開発行為などにおいては積極的な緑化を行います。 ○事業所の敷地内や建物の緑化（屋上・壁面）に努めます。 ○まちなかでの植樹や緑化活動への参加と支援を行います。	
市	○多摩市街づくり指導基準に基づく緑化推進<拡充・見直し> 緑化指導基準に基づく緑化の指導を行うとともに、必要に応じて緑化基準や手続きなどの見直しを行います。また、みどりの保全や緑化などに積極的に取り組んでいる事業者を評価します。	公園緑地課
	○市民の身近な緑化活動への支援 講習会等による市民の緑化活動の支援を継続しつつ、緑化支援策の見直しや新たな取組みの検討を行います。	公園緑地課

C5 周辺自治体との広域連携でのみどりの保全・活用の推進

周辺自治体との連携を図りながら、市域を越えたみどり保全・活用を進めます。

市民	○市内外の広域的なみどりのつながりを理解し、保全や再生活動に参加します。	
事業者	○市内外の広域的なみどりのつながりを理解し、保全や再生活動に参加・支援します。	
市	○周辺自治体や東京都と連携した水とみどりの保全・再生・活用 周辺自治体や東京都と連携し、広域的なみどりと水景の「保全・活用」を継続して推進していきます。	公園緑地課
	○市域を越え市民がみどりを楽しめる環境づくり 「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参画する自治体と連携し、市域を越えてみどりを楽しめる交流イベント等、多様な活用を推進します。	公園緑地課

C6 みどりのリサイクルの推進

公園緑地や道路などで発生する剪定枝などは、みどりの有効利用とバイオマス資源としての活用を進めます。

市民	○公園緑地で発生する落ち葉や剪定枝のリサイクル活動に協力するとともに、土壌改良材などのリサイクル製品を積極的に利用します。	
事業者	○公園緑地で発生する落ち葉や剪定枝のリサイクル活動に協力・支援するとともに、土壌改良材などのリサイクル製品を積極的に利用します。 ○敷地内で発生する落ち葉や剪定枝を堆肥づくりなどに活用します。	
市	○みどりのリサイクルの活用推進及びあり方検討 公園緑地や道路、家庭から出される剪定枝などは、土壌改良材等に利用するとともに、その他の利活用について検討を行います。	道路交通課 公園緑地課 資源循環推進課

C7 文化財等の保全と活用

多摩丘陵の里山の面影を残す既存樹林、歴史を感じさせる社寺林や屋敷林、市内に点在する史跡文化財などをみどりとともに保全・活用していきます。

市民	○地域の文化財等に興味を持ち、活用しながら楽しむイベントや、維持管理に関する活動に参加・協力します。 ○文化財の保護に関連する市民団体等は、活動やイベントなどを主催したり、その保全に協力します。	
事業者	○地域の文化財等の維持管理や活用に関する活動に対して、積極的に興味をもち、参加・協力・支援します。	
市	○史跡文化財や歴史的空間の保全 市内に数多くある歴史を感じさせるみどりや史跡文化財を維持管理・保全します。	教育振興課
	○みどりと連携した史跡文化財の活用 市民が楽しめ、身近に感じられるよう、みどりと一体となった史跡文化財を活用するイベントなどを実施します。	教育振興課